

ビジネス著作権検定® 公式テキスト[初級・上級]第2版 改訂内容のご案内

2019年4月1日に「学校教育法等の一部を改正する法律」に伴う著作権法改正および、2019年7月1日に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」に伴う著作権法改正が施行されました。この法改正に伴い、『ビジネス著作権検定公式テキスト[初級・上級]第2版(初版発行日:2019年7月11日)』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。詳しくは、以下の<改訂内容対応表>にまとめましたので、内容を置き換えて学習をしてください。

※なお、詳細は文化庁サイト(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/index.html>)をご確認ください。

※(対応表の行数の数え方について) タイトル、見出し行および空き行は数えないものとします。

<改訂内容対応表>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第2版第1刷)内容
第6章 p. 109 7～13行目	<p>の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が<u>定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない(法33条2項)。</u></p> <p>著作物を掲載できる教科用図書は、<u>①学校教育法第34条第1項(同法第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)</u>に規定する教科用図書(法33条1項)、並びに、<u>②高等学校の通信教育用学習図書、及び、③教科用図書に係る教師用指導書(法33条4項)である。</u></p> <p><u>ここで、学校教育法第34条第1項に規定する教科用図書とは、(a)小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校において使用される文部科学大臣の検定を受けた教科用図書、及び、(b)同学校で使用される文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のことである。</u></p>	<p>の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない(法33条2項)。</p> <p>著作物を掲載できる教科用図書等は、①小学校、中学校、高等学校または中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用または生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの、及び、②文部科学省が著作の名義を有するもの(法33条1項)、並びに、③高等学校の通信教育用学習図書、及び、④教科用図書に係る教師用指導書(法33条4項)である。</p>
第6章 p. 110 4行目～	<p>②教科用図書代替教材への掲載等</p> <p>令和2年度から、新しい学習指導要項により、これまでの紙の教科用図書に加えて、内容を電磁的に記録した教科用図書(デジタル教科書)を使用できるようになった。</p> <p>それに伴い、平成30年の著作権法改正により、通常の紙の教科書に掲載された著作物を、権利者の許諾を得ずに教科用図書代替教材(デジタル教科書)に掲載し、必要な利用を行うことが認められることになった(法33条の2)。</p>	(②新設)
第6章 p. 110 4行目	③教科用拡大図書等の作成のための複製等	②教科用拡大図書等の作成のための複製等
第6章 p. 110 8行目	きる(法33条の3第1項)。	きる(法33条の2第1項)。
第6章 p. 110 11～12行目	営利を目的として教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、文化庁長官が <u>定める算出方法により算出した額の補償金を著作物の著作権者に支払わなければならない(法33条の3第2項)。</u>	営利を目的として教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作物の著作権者に支払わなければならない(法33条の2第2項)。
第6章 p. 110 15行目	複製する場合を除く)である(法33条の3第2項)。 なお、通知は、法33条の教科	複製する場合を除く)である(法33条の2第2項)。 なお、通知は、法33条の教科
第6章 p. 110 26行目	④学校教育番組の放送等	③学校教育番組の放送等
第6章 p. 126 29行目	著作権等の制限による利用に係る補償金 ①私的録音録画補償金	私的録音録画補償金 私的使用を目的として、デジタル方式の録音または録画を行う者が著作権者に対し

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第2版第1刷)内容
第6章 p. 127 11行目～	<p>機器などの販売価格に、私的録音録画補償金が含まれている。</p> <p><u>②授業目的公衆送信補償金</u> 法35条2項に規定される授業目的公衆送信補償金に関しては、その制度が、法104条の11から法104条の17で規定されている。</p> <p><u>すなわち、授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定した、その権利を行使することを目的とする団体(指定管理団体)があるときは、当該団体によって権利行使が行われる(法104条の11、法104条の12)。</u></p>	<p>機器などの販売価格に、私的録音録画補償金が含まれている。</p> <p>(②追記)</p>
第9章 p. 145 20行目	<p>著作権の<u>移転</u>もしくは信託による変更</p>	<p>著作権の移転(相続その他の一般継承によるものを除く)もしくは信託による変更</p>
第9章 p. 146 10～11行目	<p><u>従前、相続を含め一般承継の場合、著作権の移転の登録はできなかった。しかし、平成30年の民法(相続関係)の改正により、法定相続分を超える財産の相続については、対抗要件を備えないと第三者に対抗できないことになった。これに伴い、平成30年の著作権法改正により、相続を含め一般承継の場合にも、著作権の移転の登録ができることになった。</u></p>	<p>また、登録が必要とされるのは、著作権の譲渡といった特殊承継の場合であり、相続や会社合併といった包括承継の場合には、登録は必要とされない。</p>
演習問題の正答・解説 第9章p. 206 4行目	<p>ウについて……第77条及び第78条(第3項を除く。)の規定は、著作隣接権に関する登録について準用する(104条)と規定されており、権利の移転(77条1号)や質権の設定(77条2号)等について登録をすることができる。</p>	<p>ウについて……第77条及び第78条(第2項を除く。)の規定は、著作隣接権に関する登録について準用する(104条)と規定されており、権利の移転(77条1号)や質権の設定(77条2号)等について登録をすることができる。</p>
初級過去問題 正答・解説 問題15 p. 247	<p>イ 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書(学校教育法(昭和22年法律第26号)第34条第1項(同法第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。))に規定する教科用図書をいう。)に掲載することができる(33条1項)。したがって、生徒が読書の対象として楽しめるように、ベストセラーの小説の全文を掲載することは、「学校教育の目的上必要と認められる限度」とはいえないので、著作権者の許諾なく掲載すると、複製権の侵害になる。</p>	<p>イ 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。)に掲載することができる(33条1項)。したがって、生徒が読書の対象として楽しめるように、ベストセラーの小説の全文を掲載することは、「学校教育の目的上必要と認められる限度」とはいえないので、著作権者の許諾なく掲載すると、複製権の侵害になる。</p>
上級過去問題 正答・解説 問題16 p. 266	<p>ア 第30条第1項、第30条の3、第31条第1項第1号若しくは第3項後段、第33条の2第1項、<u>第33条の3第1項若しくは第4項、第35条第1項、第37条第3項、第37条の2本文(同条第2号に係る場合にあつては、同号。次項第1号において同じ。)</u>、第41条から第42条の3まで、第43条第2項、第44条第1項若しくは第2項、第47条第1項若しくは第3項、第47条の2又は第47条の5第1項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第1号又は第2号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によって当該著作物の公衆への提示を行った者は第21条に定める複製を行ったものとみなす(49条1項1号)。</p> <p>私的使用のための複製により複製されたものであっても、これを販売するなどの目的外使用をした場合には、複製権の侵害行為をしたものとみなされる。</p>	<p>ア 第30条第1項、第30条の3、第31条第1項第1号若しくは第3項後段、第33条の2第1項若しくは第4項、第35条第1項、第37条第3項、第37条の2本文(同条第2号に係る場合にあつては、同号。次項第1号において同じ。)、第41条から第42条の3まで、第43条第2項、第44条第1項若しくは第2項、第47条第1項若しくは第3項、第47条の2又は第47条の5第1項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第1号又は第2号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によって当該著作物の公衆への提示を行った者は第21条に定める複製を行ったものとみなす(49条1項1号)。</p> <p>私的使用のための複製により複製されたものであっても、これを販売するなどの目的外使用をした場合には、複製権の侵害行為をしたものとみなされる。</p>

以上